

地方独立行政法人北海道立総合研究機構試験機器等の設備及び施設の提供に関する規程

平成 22 年 4 月 1 日規程第 62 号

(目的)

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人北海道立総合研究機構定款第 11 条第 3 号の規定に基づき、地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下「道総研」という。）が保有する試験機器等の設備及び施設（以下「試験設備及び施設」という。）について、道総研以外の者に提供する場合に必要な事項を定めることを目的とする。

(事前相談)

第 2 条 道総研に試験設備及び施設の使用を依頼しようとする者(以下「依頼者」という。)は、あらかじめ当該機関の担当研究職員（以下「担当職員」という。）に、口頭その他の方法により、利用しようとする試験設備及び施設の利用等について相談（以下「事前相談」という。）し、申込みに必要な事項について当該担当職員の確認を受けなければならない。

2 試験設備及び施設を管理する当該試験研究機関（以下「当該機関」という。）の長は、原則として前項に定める事前相談を終了し、担当職員の確認を受けた申込み以外は、これを受理しない。

(利用申込み)

第 3 条 前条の規定による事前相談を行った依頼者が試験設備及び施設を利用しようとするときは、試験機器等の設備及び施設利用申込書（別記様式）を当該機関の長に提出するものとする。

(利用の可否)

第 4 条 当該機関の長は、第 3 条による利用申込みについて、内容等が不適切であると認められる場合、依頼者による試験設備及び施設の利用を承諾しない。

2 当該機関の長は、試験設備及び施設の利用を承認された依頼者（以下「利用者」という。）によって、試験研究機関の業務遂行に著しく支障をきたす事態が生じた場合は、その旨利用者に伝え、利用承認を取消することができる。

(遵守義務)

第 5 条 利用者は、試験設備及び施設の利用に関して当該機関の長の指示に従う。

(利用終了後の点検)

第 6 条 利用者は、利用を終了し、又は第 4 条第 2 項の規定による利用許可の取消しを受けたときは、その試験設備及び施設について、担当職員の点検を受けなければならない。

(損害賠償)

第7条 利用者は、試験設備及び施設の利用に際し、試験研究機関の設備その他の物件を滅失し、又は損傷したときは、直ちにその旨を担当職員を経由して当該機関の長に届け出るとともに、これを原状に回復又は理事長が定める損害額を賠償しなければならない。ただし、不可抗力による場合又は理事長がやむを得ないものと認めた場合は、この限りでない。

(使用料)

第8条 道総研が有する試験設備及び施設の使用料については、「地方独立行政法人北海道立総合研究機構諸料金規程（平成22年規程第50号）」による。

2 依頼者は、前項の規定に係る使用料について、定められた期日までに納付しなければならない。

(使用料の不還付)

第9条 既に支払われた使用料は返納しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を返納することができる。

(1) 道総研の責めに帰する理由により試験設備及び施設が使用できなくなったとき。

(2) 当該機関の長がその他特別の理由があると認めたとき。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月29日規程第18号）

この規程は、平成24年3月29日から施行する。

附 則（平成26年3月24日規程第5号）

この規程は、平成26年3月24日から施行する。